

議案第 4 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない非住宅建築物の規模の下限が引き下げられたことから、新たに市が行うこととなった審査に係る手数料を定めるため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「33の項」を「35の項」に、「35の項」を「37の項」に改める。

別表第2の27の項(1)の目中「30の項」を「32の項」に、「33の項」を「35の項」に改め、同目エ中「28,000円」を「17,000円」に改め、同項(2)の目中「142,000円」を「108,000円」に、「407,000円」を「317,000円」に改め、同表中52の項を54の項とし、34の項から51の項までを2項ずつ繰り下げ、同表33の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項(1)の目中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、「（平成28年国土交通省令第5号）」を削り、「26,000円」を「16,000円」に改め、同項(2)の目中「142,000円」を「108,000円」に、「358,000円」を「277,000円」に改め、同項を同表35の項とし、同表32の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「30の項」を「32の項」に、「31の項」を「33の項」に改め、同項を同表34の項とし、同表31の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項(1)の目中「30の項」を「32の項」に改め、同項を同表33の項とし、同表30の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項(1)の目中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に「26,000円」を「16,000円」に改め、同項(2)の目中「142,000円」を「108,000円」に、「358,000円」を「277,000円」に改め、同項を同表32の項とし、同表29の項の次に次のように加える。

30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審	(1) 非住宅建築物（複合建築物においては非住宅部分に限る。）の全部を工場等の用途に供する建築物の場合 ア 建築物エネルギー消費性能基準等
---	--

<p>査</p>	<p>を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは26,000円</p> <p>イ その他の場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは30,000円</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは108,000円</p> <p>イ その他の場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは277,000円</p>
<p>31 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>前項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行													
<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から<u>35の項</u>まで及び<u>37の項</u>に掲げる手数料については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2 (第2条)</p>		<p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。 ただし、別表第1の2の項から8の項まで及び10の項並びに別表第2の2の項から6の項まで、22の項から<u>33の項</u>まで及び<u>35の項</u>に掲げる手数料については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2 (第2条)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～26 省略</td> </tr> <tr> <td>27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</td> <td>(1)申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>32の項</u>及び<u>35の項</u>において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	金額	1～26 省略		27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1)申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>32の項</u> 及び <u>35の項</u> において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～26 省略</td> </tr> <tr> <td>27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</td> <td>(1)申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>30の項</u>及び<u>33の項</u>において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等</td> </tr> </tbody> </table>		手数料を徴収する事務	金額	1～26 省略		27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1)申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>30の項</u> 及び <u>33の項</u> において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等
手数料を徴収する事務	金額														
1～26 省略															
27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1)申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>32の項</u> 及び <u>35の項</u> において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等														
手数料を徴収する事務	金額														
1～26 省略															
27 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請(同法第54条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査	(1)申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(<u>30の項</u> 及び <u>33の項</u> において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等														

に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項、32の項及び35の項において同じ。)の住戸部分1件につき1戸のときは5,000円、1戸を超え5戸以下のときは10,000円、5戸を超え10戸以下のときは17,000円、10戸を超えるときは28,000円

ウ 省略

エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは10,000円、300平方メートルを超え

に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5と認められたものである場合

ア 省略

イ 共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項、30の項及び33の項において同じ。)の住戸部分1件につき1戸のときは5,000円、1戸を超え5戸以下のときは10,000円、5戸を超え10戸以下のときは17,000円、10戸を超えるときは28,000円

ウ 省略

エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは10,000円、300平方メートルを超え

	<p>るときは<u>17,000円</u></p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは85,000円、300平方メートルを超えるときは<u>108,000円</u></p> <p>(イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは255,000円、300平方メートルを超えるときは<u>317,000円</u></p>		<p>るときは<u>28,000円</u></p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは85,000円、300平方メートルを超えるときは<u>142,000円</u></p> <p>(イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは255,000円、300平方メートルを超えるときは<u>407,000円</u></p>
<p>28～29 省略</p>		<p>28～29 省略</p>	
<p>30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規</p>	<p>(1) 非住宅建築物(複合建築物においては非住宅部分に限る。)の全部を工場等の用途に供する建築</p>		

<p>定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査</p>	<p>物の場合 <u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは26,000円</u> <u>イ その他の場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは30,000円</u> (2) <u>その他の場合</u> <u>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準による場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは108,000円</u> <u>イ その他の場合で1件につき床面積の合計が300平方メートル以上のときは277,000円</u></p>
<p>3.1 <u>建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査及び</u></p>	<p>前項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

32 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査

(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するもの）にあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しく

30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査

(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するもの）にあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しく

は等級5)と認められたものである場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは16,000円

(2) その他の場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは108,000円

(イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満の

は等級5)と認められたものである場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは26,000円

(2) その他の場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは142,000円

(イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満の

	<p>ときは221,000円、 300平方メートル以上の ときは<u>277,000円</u></p> <p>(3) 省略</p>		<p>ときは221,000円、 300平方メートル以上の ときは<u>358,000円</u></p> <p>(3) 省略</p>
<p>3.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 単体の申請建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 <u>3.2の項</u>の右欄の(1)の目又は(2)の目に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 省略</p>	<p>3.1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。)に対する審査</p>	<p>(1) 単体の申請建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 <u>3.0の項</u>の右欄の(1)の目又は(2)の目に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 省略</p>
<p>3.4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査</p>	<p><u>3.2の項</u>又は<u>3.3の項</u>の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。</p>	<p>3.2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請又は同法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に、同法第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を伴う場合のこれらの申請に対する審査</p>	<p><u>3.0の項</u>又は<u>3.1の項</u>の右欄に定める額に、2の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額を加算した額とする。</p>
<p>3.5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能判定機関</p>	<p>(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>	<p>3.3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能判定機関</p>	<p>(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p>

エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第35条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則_____第25条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの(都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若

エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第30条第1項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の交付を受けたもの(都市計画区域内のものにあっては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若

しくは等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは16,000円

(2) その他の場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000

しくは等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは26,000円

(2) その他の場合

ア～イ 省略

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000

	円、300平方メートル以上のときは <u>108,000円</u> (イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは <u>277,000円</u>
<u>36</u> 省略	
<u>37</u> 省略	
<u>38</u> 省略	
<u>39</u> 省略	
<u>40</u> 省略	
<u>41</u> 省略	
<u>42</u> 省略	
<u>43</u> 省略	
<u>44</u> 省略	
<u>45</u> 省略	
<u>46</u> 省略	
<u>47</u> 省略	
<u>48</u> 省略	
<u>49</u> 省略	
<u>50</u> 省略	
<u>51</u> 省略	
<u>52</u> 省略	
<u>53</u> 省略	

	円、300平方メートル以上のときは <u>142,000円</u> (イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは <u>358,000円</u>
<u>34</u> 省略	
<u>35</u> 省略	
<u>36</u> 省略	
<u>37</u> 省略	
<u>38</u> 省略	
<u>39</u> 省略	
<u>40</u> 省略	
<u>41</u> 省略	
<u>42</u> 省略	
<u>43</u> 省略	
<u>44</u> 省略	
<u>45</u> 省略	
<u>46</u> 省略	
<u>47</u> 省略	
<u>48</u> 省略	
<u>49</u> 省略	
<u>50</u> 省略	
<u>51</u> 省略	

5.4 省略

備考 省略

5.2 省略

備考 省略